

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 1 5 日

事 業 主 様

東京文具工業健康保険組合

被保険者情報とマイナンバーの情報連携のための
正確な被保険者情報等の記入等について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 1 2 月 2 日より健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を使用して医療機関での受診を基本とする仕組みに移行しておりますが、新規に健康保険資格取得届および被扶養者異動届（以下「資格取得届等」という。）を健康保険組合で受理した後、被保険者情報とマイナンバーとの情報連携を円滑に行うため、資格取得届等をご提出の際は、正確な被保険者情報等をご記入いただく必要があります。

つきましては、被保険者情報とマイナンバーの情報連携に要する期間および資格取得届等へご記入いただく際の注意点等について、下記のように整理いたしましたので、事務担当者の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 健康保険組合での情報連携作業

被保険者情報とマイナンバーの情報連携は、資格取得届等の記入内容をもとに入力した被保険者情報およびマイナンバーを、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）へ突合し、正確な情報であることを確認したうえで、医療保険者向け中間サーバーへ登録し、情報連携が完了します。

そして、情報連携完了後にマイナ保険証を使用して医療機関等での受診が可能となります。

2. 被保険者情報とマイナンバーの情報連携に要する期間

資格取得届等で正確な被保険者情報とマイナンバーが記入されている場合は、当組合で被保険者情報を入力してから 5 日後に情報連携が完了し、マイナ保険証が使用できるようになります。

なお、お届けいただいた被保険者情報やマイナンバーに誤りがあった場合は、訂正や確認のため、情報連携までにさらに日数を要する場合があります。

3. 資格取得届等にご記入いただく際の注意点

情報連携のためには、マイナンバーと氏名（ふりがな）・性別・生年月日・住所の正確な 5 つの情報（以下「5 情報」という。）が必要となり、この 5 情報はすべて住

民票上のものと一致することが条件となっております。

資格取得届等に被保険者情報をご記入の際は、住民票上の5情報をご記入いただくようお願いいたします。

なお、資格取得届等へのマイナンバーの記入および住民票上の住所の記入については省令により定められており、それぞれ令和5年6月9日付東文工健発第86号「健康保険資格取得届へのマイナンバーの記載等について」および令和5年12月4日付東文工健発第200号「健康保険資格取得届・被扶養者異動届への住民票上の住所記入の必須化について」にてご通知しておりますのでご参照ください。

4. マイナ保険証をご使用いただく際の注意点

新規に資格取得されたときや、資格情報に変更となり、被保険者、被扶養者の方が初めてマイナ保険証を使用される場合は、事前にマイナポータルにアクセスし、当組合の資格情報が反映されていることをご確認くださいようお願いいたします。

※ ご不明な点やご質問等がございましたら、下記までお問合せください。

(お問い合わせ先)
東京文具工業健康保険組合
業務部業務課資格係
電話 03-3866-8141
ダイヤル番号「1」